

《乳幼児医療費助成制度変更のお知らせ》

平成15年4月より乳幼児医療費助成制度が下記のように変更になりましたので、再度お知らせいたします。

この制度は乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、また健康の保持増進をはかるために、医療機関、薬局等で支払った保険給付に係る一部負担金を助成するものです。



助成対象乳幼児	6歳未満の乳幼児
助 成 額	今までは一部負担金より3,000円を控除した額を助成していましたが、平成15年4月受診分より医療費の一部負担金の全額を助成します。
申請に必要な条件	* 本町に住所を有し受給者資格者証の交付を受けた者（出生・転入時役場より交付した黄色のカード） * 申請書に医療機関の証明が必要です。（申請書は役場にあります。） * 申請期間は医療機関受診後起算して6ヵ月以内 * 口座振込みをおこないますので農協か銀行の口座番号、印鑑が必要です。

〔詳しいお問い合わせは〕 役場保健衛生課衛生係 ☎ 57-1111（内線 236・255）

悪質商法・契約のトラブル

本当に必要？ その品物・サービス②

消費者トラブルについては、広報さつま11月号で一例を紹介しましたがそのほかにもいろいろな消費者を惑わす商法があります。

本当にその商品が必要かどうかよく考えて契約しましょう。また訪問販売など特定の契約については、クーリング・オフなど自由に契約が解除できる場合がありますので下記の相談窓口まで早めにご相談ください。

〔主な問題商法の一例〕

●点検商法

点検を装って来訪し、「修理工事をしないと危険」「ふとんにダニがいる」と事実と異なることを言って、商品やサービスを契約させます。

（主な商品・床下換気扇、ふとん、浄水器、清掃サービスなど）

●実験商法

化学実験めいたことをして見せ、商品がいかに効果的であるかの化学的裏付けがあるかのように思わせ「この商品を使わないと危険」と不安をあおったりして商品を契約させます

（主な商品・浄水器など）

●SF（催眠）商法

「新しい商品の紹介をします」などといって人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配布し得た気分になせ、興奮状態になった異様な雰囲気の中で最後に高価な商品売りつけます。

（主な商品・ふとん、磁気マットレス、健康食品、電気治療器など）

●ネガティブ・オプション

商品を一方的に送りつけて、消費者に受け取らせ、勘違いさせて支払うことを狙った商法。福祉目的などの寄付と勘違いさせて商品を買わせる場合もあります。（主な商品・本、パソコン関連商品など）

〔消費生活に関する相談は〕

鹿児島県消費生活センター ☎ 099-224-0999

役場企画商工課商工観光係 ☎ 57-1111（内線 275）

